(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

)			資料番号	3 - 1	担当課	長寿介護課
法令名	介護保険法	根拠条項	第69条 の6	不利益 処分の 種類	介護支援専消除	門員の登録の

(申請等に基づく登録の消除)

- 第69条の6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第69条の2第1項の登録を消除しなければならない。
 - 一 本人から登録の消除の申請があった場合
 - 二 前条の規定による届出があった場合
 - 三 前条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明 した場合
 - 四 第69条の31の規定により合格の決定を取り消された場合

(介護支援専門員の登録)

第69条の2 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であって、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験(以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。)に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修(以下「介護支援専門員実務研修」という。)の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

(合格の取消し等)

- 第 69 条の 31 都道府県知事は、不正の手段によって介護支援専門員実務研修受講試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその介護支援専門員実務研修受講試験を受けることを禁止することができる。
- 2 指定試験実施機関は、その指定をした都道府県知事の前項に規定する職権を行うことができる。